

第二十八回国会 衆議院 通信委員會議録 第二十五号

(四七五)

昭和三十三年四月十一日(金曜日)

午後三時九分開議

出席委員

委員長

片島

港君

理事小泉

純也君

理事竹内

俊吉君

理事橋本

登美三郎君

理事早稲田

柳右三門君

理事森本

靖君

秋田

大助君

伊東

岩男君

椎熊

三郎君

中曾根康弘君

南條

徳男君

星島

二郎君

井手

以誠君

佐々木三三君

杉山元治郎君

出席國務大臣

郵政大臣

田中

角榮君

出席政府委員

郵政事務官

板野

學君

(郵務局長)

郵政事務官

加藤

桂一君

(貯金局長)

委員外の出席者

専門員

吉田

弘苗君

君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員平野三郎君及び森清君辞任につき、その補欠として椎熊三郎君及び南條徳男君が議長の名で委員に選任された。

四月九日

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)(参議院送付)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)(参議院送付)

○片島委員長 これより会議を開きます。

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案並びに郵便為替法の一部を改正する法律案を一括議題として審査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。竹内俊吉君。

○竹内委員 まずこの郵便為替法の一部を改正する法律案について二、三お尋ねをいたしますが、この改正の趣旨は非常に便利になることでありまして、サービスでございますからもちろん異論がありませんが、その内容につ

いて二、三確かめておきたいと思ひます。

その一つは、便利になるので、現金を受取人まで電信為替の場合に郵便局が配達をするということでございますが、非常に喜ばれることでござい

ますが、これに付随して起きます問題は、ものが現金であるだけに、その受取人の確認の方法がいろいろ実務の執行上問題になろうかと思うのでありま

す。これをどういうふうにして確かめたいのかという問題を二、三お尋ねし

から申しますと、この現金の配達は今までの郵便の配達の種類からいいますと、どういふ意味の配達になるわけ

ですか。

○加藤(特)政府委員 書留郵便物の配達になるわけでありま

す。○竹内委員 書留郵便物の取扱いの方法によるものとすると、代人に渡した場

合に、従来のあの書留郵便の特殊郵便の取扱規定をそのまま準用してい

くのであります。それともさらに念をとった方法をお考えになっております

か。

○加藤(特)政府委員 先生のた

だいまの御質問のような書留郵便物の配達の例によって行方わけでありまして、別

にほかに特殊な規定を設けてはおりません。

のパーセンテージで起きておるか、その点を伺いたい。

○加藤(特)政府委員 今回の電信為替の居宅払いの制度に似通った制度とい

たしまして、郵便でやっております現金書留の制度がござい

ます。現在の事故数と申しますか、これが十萬通につきまして二・三通という事故の比

率になつておるわけでありま

す。ところが郵便の方の現金書留は、遠い場所から遠い場所に送られるのでござ

います。その間通送、汽車に乗つたりあるいはいろいろの手を経て送られ

ておつて、しかも二・三通でございま

す。ところが今度の私どもの方の電信為替の現金を書留郵便物で払い渡すや

り方は、その受取人の住所を管轄してあります郵便局から、その封筒を作

りましてじかに配達するわけでありま

す。いわゆる自局配達でござい

ます。現在の現金書留の十萬通につきまして二・三通という事故率よりは、よ

ほど事故の率は減少するものと考えておる次第でござい

なければならぬのではないかと、自局配達だから安全率が非常に高いとは私は

言い切れないと思ひます。相手のところ

が小さい村であれば人の確認はでき

ますが、東京、大阪のような大都会になつてきますとそれができま

せん。何らかの一工夫があつてしかるべきじゃないかと考えますが、その点何

かい方法はないもので

○加藤(特)政府委員 ただいまの御質問のような点を心配いたしました。そ

の為替金の封筒の中に送金案内書とい

うものを同封いたしておりまして、そ

れに金額とそれから郵便局で現金を封入いたしましたときに立ち会つた役所

の二人の関係者の捺印をしいわゆる送金案内書といふものをに入れてござ

います。それが通信事務の形になつてお

りまして、ポストに入ればすぐ郵便局へ返るといふ仕組みになつてお

ります。それにお金をお受け取りの方はすぐ郵便局へ通知してはしい、判を押

し、受け取つた旨の通知をして下さい

という

ことを書いてありますので、そ

れを郵便局にもらひまして、郵便局に

は一々どれだけどこへ金を送つたか

という

ことを記入した帳面がござい

ますので、それを一々消し込んでいく。も

し相当期間がたつても返事がな

いものにつ

きましては、これは一回ぐ

らいでござ

います。通信簿をもちま

して、いついつ幾日にこ

ういう電信為

替の金額を送つたが

お受け取りになり

ましたで

しょうかどうで

しょうかとい

う照会をするこ

となつて

おります。

そういう措置をとっておりますが、おそれる先生の御質問の要点は、正当本人のあて所に配達されずに間違つた場所に配達になつて、そうしてどこかへ行方不明になつたというような場合に責任はどうかという御質問と思ひますが、これは郵便の方の關係では、先生のおっしゃいましたように、現在の書留郵便物の配達の規則によりまして、本人でなくとも代人でも渡していいことに一応なつております。その際には代人が受け取つたという旨の判をとりまして、受け取りをもらつて帰つてくるわけでございますが、それをもちまして郵便の方の確認は終るわけでございまして、私の方といたしましては、もしその代人がその金を横取りしたとかあるいは失つたとかいうことで正当の本人に渡らないという場合は、民法四百十五條の債務不履行の原則によりまして、本人の申し出を待つて損害賠償をするということになつておる次第でございます。

○竹内委員 その点をお聞きしようと思つておつたのですが、誤配達をしたという場合の書留の特殊郵便物の規定によりまして、途中でなくしたり棄損したりした場合は賠償規定がないわけでありまして、しかし民法上の条項によつて本人の請求によつて賠償をするということになりまして、もちろんこれは金額に限定がないわけでありまして、

○加藤(桂)政府委員 民法の原則による次第でございますので、その失つた金額と、それに対する法定の利息ということになっております。

○竹内委員 特殊郵便物規定では金額は五万円と限定しているのだが、これは民法上からいいますと金額に限定されない、こう了承いたしますが、配達をいたします場合に、電信為替ですからももちろんこれは普通の書留郵便のやうに普通の配達をするわけでなくて、今の速達のようなことで配達するやうに了解いたしますが、さううでありますか。

○加藤(桂)政府委員 さようでございます。

○竹内委員 次に年玉つき郵便書留の発売に關する法律の一部を改正する法律案について、大臣に二、三法文以外のことでありますが、お尋ねしておきたいのであります。この四圓のはがきは一圓の寄付金をつけるというところでありまして、年賀はがきを四圓としておることには今日までいろいろの論議があつたわけでありまして、しかしながらこれは郵便法で四圓になつてゐるのでありますから、これは原則であります。そこで発行の枚数をどういふに按配していくかということが、郵便法という法律の建前から考えても一應考えなければならぬ問題であると思ひます。そこで今度の場合、どのくらいの率でこれを考へていくのか、どういふ方法でこれを決定するのか。いづれ審議会にかけたりしておきめになることだと思ひますが、大体の構想を一つお聞かせ願ひたい。

○田中事務大臣 御承知の通り郵便法によりまして、年賀はがきは四圓とすといふことになつておりますが、お年玉つき郵便書留等の発売に關する法律によりまして一圓の寄付金を付することができるといふことでありますから、私は全額一圓の寄付金をつけて

も、郵便法による年賀はがきは四圓とするといふことと何ら競合しないといふやうに、法律的には考へます。であります。いづれにしても郵便法に年賀はがきは四圓とするといふことであるので、在来は四圓のものと一圓の寄付金をつけたものとを分けて発行してございまして、御承知の通り三十二年度は、七億のうち寄付金のつくものが四億五千万枚、寄付金のつかないものが二億五千万枚でございますが、三十三年度は郵政審議会の議を経て慎重に決定するつもりでございますし、また当委員会及び参議院の通信委員会等の御意見も拜聴して慎重に決定するつもりでございますが、事務局として、現在のところはおおむね八億枚くらい発行いたしましたして、七億枚くらいはがきをつけて、一億枚くらいは四圓の寄付金をつけて、どうかという一案を持つておるやうなわけでございまして、

○竹内委員 これは全部に寄付金をつけても法律上違法ではない、それはその通りだと思ひます。しかしながら官製はがきは郵政省が専売してゐるのであつて、お年玉はがきを全部五圓にしますと、年賀はがきは四圓という郵便法の原則が消えてなくなつてしまふわけでありまして、でありますから、やはり原則は原則として尊重しなければならぬ。そういう点から考へると、この振り合ひといふものは、これは有効に使われる金でありますから、いろいろ審議会等で審議された上に御決定願ひたいと思ひますが、やはり相当の割合をもつて——昨年は四億五千万枚に二億五千万枚ですか、そういう振り合ひをやつたわけでありまして、あまり振り合ひを失ふといふことはやはりう

まくなのじゃないか、こう考へるのですが、その点はいかがですか。

○田中事務大臣 三十三年度は、印刷をいたしましたものが七億枚でございます。先ほど申した通り四億五千万枚、二億五千万枚でございますが、實際年賀はがきとして使用せられ、四圓で通用したものが八億五千万枚以上でございます。これは切手を使ったもの、スタンプを使ったものといふことは印刷して売ることが原則でございますので、やはり国民に寄付を強制するといふやうなことが強く出てまいらうと思ひますので、先ほど申し上げた通り十分実情を調査し、当を失するやうなことをないやうにということでありまして、大体の見通しからいいますと九億以上年賀はがきが売れると思ひますが、今のところではおおむね発行するものは八億枚として、七億対一億くらいにしたらどうか、その上になお一億ないし一億五千万枚が四圓の年賀はがきとして通用するわけでございます。

○竹内委員 大体了承いたしますが、これは寄付金付のもの、それから四圓のものが以外に、四圓の私製はがきのものが相当出ているといふことは、それだけ国民は負担しているわけですから、これは實際に四圓のはがきがなくなつて、われわれも経験があります。が、やむを得ず私製はがきでやるといふ場合も相当あり得るわけでありまして、そういう点から考へると、強制寄付と言つては言葉が少しきついですが、年賀郵便のやうな国民的大行事に乗つてそういう気分を国民に与えることは、このお年玉つきはがきの

本旨でないと思ひます。でありますから、その点を十分にお考への上に適當に一つ御按配願ひたいと思ひます。

さらにもう一点伺つておきたいと思ひますのは、今度この金の使ひ方について新しい門戸を開いたことは大へんけっこうであります。その中に「原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う」と、原子爆弾の被爆者に対する治療といふことを特にうたいました当局のお考へはどの辺にあるのですか。

○田中事務大臣 御承知の通りこのお年玉つき年賀はがきに關する法律ができましたのは、この寄付金をもつて社会福祉のための団体に交付をする、こ

ういふことを明記してございまして、また思想もそこから出ておるわけでございまして、戦後社会福祉といふものは、一般會計からいろいろの方法で支出せられるものにこれらのものが加えられて実施をせられておるわけでございまして、戦後一番大きな問題として浮び上つたものが原爆の問題であり、特に沖縄とか、小笠原といふやうに、日本領土でありながら、戦後の變則的な状態において、政府との間にうまく連絡がとれないところとか、またさういふお年玉つきはがきに關する法律の趣旨を考へると、特殊疾病、すなわちガンのような一般會計や自費でだけやるものでなく、何か国民があたたい手を伸ばしてやつて、さういふ非常に数の少ない不幸な人たちに對して何らか道を開くことがいいことではないかといふことで、郵政審議会でも非常に強い意見がありまして、このたびは特にさういふ意味でガンとか原爆の新しい研究もし、また治療も長期にかかり、また

本人そのものに対して国民の全般の
気持を伝えてやりたいというような
のに対して与えた方がいいということ
で、特に原爆、ガンその他に与えられ
るよう道を開いたわけでありませう。

○竹内委員 私はいかにして必ず
しも反対するわけではありませんが、
原子爆弾の被爆者に対する治療その他
の待遇に關しましては、国が相当責任
を持つてやるべきものであり、現に多
少やっておりますが、この法律
の中に、原子爆弾の被爆者に対する治
療ということが出てきますと、将来
もかようなことがあり得るといふ印象
を与えはしないか。これは萬々かよう
なことがあつてはならないし、われわ
れはかようなことは将来あり得ないと
考へておるものでありますが、ここに
長く残る日本の法律の中に特にこれ
をうたつたといふことは、非常に親切な
ようであつて、何らかしくくりしない
ものがあるやうな気がするものでありま
すが、もう少しその意圖を御説明願ひ
たい。

○田中國務大臣 これは将来原爆の被
害等があつてはならぬといふことは
ちろんでありますし、政府も御承知の
通り、今世界各国に訴へて原爆の禁止
の決議案もあげようといふやうな状態
でありますから、これはもう将来にま
たがつてこゝういふ事項を適用しよう
とは考へておらないわけでありませう
が、私は先ほど申し上げた通り、戦後一番
日本人に響いたものは、原爆の被災者の
悲惨な状況でありますから、社会福祉
といふやうなばく然たるものだけで実
施せられておるものよりも、いわゆる
小児麻痺とかガンとか、それから結核と
かにあわせて、原子爆弾の被災者とい

うものはより以上に強く見て、一般
計とかその他によつてまかなうのは
然であります。その上なおこの法律
によつてさういふ道が開かれるのであ
りまして、当然加えなければいかぬと
いう考へで加えたわけでありませう。こ
の法律に原子爆弾の被爆者に対する治
療その他の援助を行う団体云々と書
きましたのは、全くさういふ意味で書
いたのであります。ところが今これを
書くのは、将来にもさういふやうな
こととは、考へようによつてはわかりま
すが、現在原爆の被災者がおるの
りまして、これをやはり救済しよう、
またこれに与えようといふのは、ど
うしてもこゝういふ表現を使わなければ
ならぬ。これは原爆の被災者といふこ
とにしろなくとも救済の道はあります。

○竹内委員 それならばその前の行に
ありますガン、結核、小児麻痺その他
特殊な疾病の場合でも包含されるので
あつて、わざわざここに原子爆弾の被
爆者に対する治療といふものを掲げな
くとも、やり方によつては實際にも十
分やり得るし、意を尽しているのじや
ないかと考へますが、特にそこに行を
別にして、わざわざこれを持つてきた
といふことは、何か陰惨な気分を与え
て、将来かようなことはあり得ないこ
とは国民ことごとく信じてはおるけれ
ども、法律の条文の中にわざわざこ
ういふものを打ち出してくるといふこと

は、私は再び申し上げますが、決して
これは親切な気分だけを与えるのじや
なくて、むしろ何らか暗い気分をこの
法律の中に差し込んだやうな気分がし
てならないのであります。この点は
前の特殊な疾病といふことで包含でき
ません。

○田中國務大臣 包含できないことは
ありません。できないことはありませ
んが、私の方では原子爆弾の被災者
に対する治療その他の援助を行うとい
ふことを明記した方がかえつて親切じや
ないか、こゝういふやうに考へたので
すが、一項こゝういふものを挿入したた
め、非常に法案そのものが暗くなる
といふことであれば、實際的に原爆の被
爆者に対してやるのだといふことが明
確になれば撤回してかまわないと思
うのです。

○竹内委員 これはそれ以上やると議
論になりますから申し上げませんが、
私はさういふ気分をこの法律から受け
ますから申し上げておきたいのです。
あと管理会の問題であります。費
用の百分の二、こゝういふやうにきめ
ました算定の基礎を念のために伺つてお
きたい。

○板野政府委員 この算定につきま
しては、大體管理会で事務をやります
小限の管理費用といふことを一応の
目安といたしまして、その役員、あ
るいは事務をとる人の俸給その他の手
当、それから事務に要する経費、監査
等に要する経費、こゝういふものを考へ
まして、それと他の類似のこゝういふ
體の経費といふものが、この募金の總
額の大體どのくらいに當つておるか
といふやうな点を勘案いたしまして百
分の二、こゝういふやうにきめた次第で

あります。

○片島委員長 橋本君。

○橋本(登)委員 政府委員でつこう
ですが、現在のはがきの経費とい
うか、コストといふやうな、これが普通
のはがきと年賀はがきで違つておれば
別々の計算でおしやつて下さい。

○板野政府委員 普通の五円のはがき
の原価計算は、三十二年度にお
きましては約四円七十銭だと思
います。それから寄付金つきの年賀はが
きにつきましては、はがきに特に番号
入り等をやりまして、あるいは周知宣
伝とかさういふような経費等も含めまし
て、大體普通のはがきが二十四、五銭
の原価であります。これに對し
て三十一、二銭といふ程度の経費が
かつております。

○橋本(登)委員 そうしますと通常は
がきの場合は四円七十銭くらいか
つておる。年賀はがきの場合は総額ど
くらいになるのですか。

○板野政府委員 年賀はがきにつ
きましては、この年賀はがきだけの原価計
算はただいまのところございませ
んけれども、普通のはがきよりも余分に
かかる経費といふものは、實際の製造に
要します経費が約九銭程度でありま
す。年賀郵便につきましては普通の場
合よりも相当人手もかかるわけござ
います。その半面収入もございま
す。大體一般のはがきと同じよう
に四円七、八十銭少し上回る程度とい
ふに考へております。

○橋本(登)委員 そうしますとはがき
がたぐさんに出るということ前提に
しても、なおかつ普通のはがきと同様
に、その生産コストといふやうな、費
用、コストは四円七、八十銭になる、
こゝういふ意味ですか。

○板野政府委員 その辺のこまかい数
字は持つておりませんが、製造原価が
九銭くらいの差であります。大體
普通のはがきと同じく原価にな
るものといふやうに考へております。

○橋本(登)委員 大臣に一つお聞き
したいのですが、今事務局と質疑応答
をやつたやうに、年賀はがきは現在四
円で発売せられておる。實際のいわ
ゆる配達まで入れますと、通常はがき
と同様に、四円七、八十銭くらいか
つておる。すると七、八十銭だけ郵政省
がサービスして年賀はがきを出して
るのであるが、こゝういふ建前をどう
いう工合にお考へになつておりますか。

○田中國務大臣 私も三十二年の年
賀はがきに対する枚数をきめるとき
に、郵政審議會等の意見をお聞きした
のであります。その場合も年賀はが
きは四円では安い。五円にして、寄付
金をつけるならばそれにプラス一円
でも二円でもして、六円ないし七円に
するのが合理的だといふ強い御意見も
ございました。ございまして、はがき
は四円七、八十銭程度の原価でありま
すが、第三郵便物等は一円のもの
が三円もかかつておるといふやうな
状態でございます。十円の第一郵便は
七円くらいかかつておる、こゝうい
ふやうな問題もございます。いづれに
しても、もう近い将来には郵便料金の改訂
といふやうな、でこぼこ正とい
うやうなものは当然必要な段階
でございます。戦後の状態をずっと見

て参りまして、郵便料金は他のものの物価に正に比べて、官業というところ、国民生活に非常な密接な関係があるというところで、一応何れ方か低く押えられて今日まで参つておられることは御承知の通りであります。でありますので、年賀はがきの七、八億枚というものを改訂するということではなく、どうせ近い将来には一般的な物価政策から見たところではこれは正とすることが考えられるのでありますから、その時代に全般的な郵便料金の改訂ということを総合的に調査研究をしてしかるべく結論を出したいというところで、この年賀はがきだけに對して改訂をするというふうな態度をきめなかつたわけでありまして。

○橋本(登)委員 大臣はその他の郵便の料金等についても、原価計算等から考へて不合理な点があるので、近い将来において料金改訂を行いたいという御意見のようでありまして、強くは私のこの際申し上げませんが、ただ他の郵便物の場合は生産増強とかあるいは文化向上とか他の条件が伴つて、実際上は生産コストが高いにもかかわらず、それをある程度まで切つてこれをやるといふ社会的な使命があるわけでありまして。しかし年賀はがきの場合には、これはどちらかといえば新生活運動に反するようないわゆる虚礼廃止という言葉がありますが、そういう点から見ても、必ずしも郵政当局が従業員の犠牲のもとにおいて安い料金で、安いものとして赤字を出してまでやるべき性質のものではないように思ひます。しかしながら従来四円に決定したいきさつもありまして、この点強く主張するものではありませんが、少く

ともこの郵政事業の料金の合理化の場合においては、生産面の増強あるいは文化向上、そうした特殊な目的を持ち社会性を持ったものについては、いわゆる実際上のコストを下げておられることを要する。年賀はがきのようなものは必ずしもそういうような社会的な意義があるとは考えられない。そういうものを特に赤字のもとにおいて発行するということが、果して妥当かどうかというところに疑問を持たざるを得ないのであります。しかしながらこの点大臣は近い将来において十分に研究して善処したい御方針のようでありまして、これ以上はお答え願わなくてもけっこうであります。

なにお先ほど大臣が一応逓信委員会その他の御意見を聞いて、寄付金つきと寄付金なしとの数量は将来考へたいと言われましたが、ただ事務當局においては、寄付金つきが七億枚、寄付金なしが一億枚という考へ方のようです。が、先ほど竹内委員が申しましたように、一応郵便法の手前では年賀はがきに対してはこれを四円とするという建前ができております。これは特に郵便法の第二十二条で、「十二月十五日から翌年一月十日までの間に省令の定めるところにより年賀状として差し出された通常葉書の料金は、四円とする。」という点が明らかにしておられるわけでありまして、当然四円で出すことが原則であります。もちろん寄付金は別でありますから、理屈の上からいえば、寄付金のはがきを買わなくちゃならぬということではありませぬけれども、先ほどのように八億枚のうちで七億枚が五円の、いわゆる一円つきの五

円の年賀はがきである、あとの一億枚が四円の寄付金なしのはがきであるというのでは、少し割合が強過ぎやしないか。やはり自由選択の余地がある程度まで与えておかなければ、結局は三十二年の実績を見ても、八億三千枚売れておる。というのは、これは普通通達はがきも使つておるということでしょうが、そういう点から見ても年賀はがきに使用される数量というものは八億をこえておる。従つて八億出すという原則でしようが、そうならば当然寄付金つきが強制せられておるという感じを与える感なきにしもあらず、こう考へますので、その割合等については特に慎重にお考えおきを願いたいと思ふのですが、この点に關する大臣の御見解を一つ承つておきたいと思ひます。

○田中(務)大臣 私も郵便法の問題とこの年賀はがきに關する法律との關係に對しては、就任後非常に慎重に考慮をいたして参つております。もちろん自由選択の機会にはこれははずしてはならないわけでありまして、そういう意味からいふと、国民の要求に對して八億だけ発行して、七億が一億などというのではなく、国民が四円のはがきを要求する場合には、それは当然いづれでも与えられる、売れる状態にするのがほんとうであります。しかしこれは四円のもの三億五億も刷つておいて、売れないで赤字を出すというところまできませんので、ある程度見通しをつけて四円のもの五円のものを出して、こういうことになると思ひます。この問題は非常にむづかしく、私も考へておつたのですが、郵便法によつては四円とする——一般の生産に

關係するところのはがきは、たとい四円七十銭かかるものでも四円にしておいてもいいのだが、生産的なものでなく、全く非生産的な年賀はがきに對しては、四円七十銭かかるものを四円にしておくといいことはおかしい。議論であります。郵政審議会でも相当議論がありました。が、まあ年に一回、しかも国民的な友情交歓というのだから、ある意味においては生産にまさるというふうな考へもあるのだ、そういう意味で普通のものは五円なんだが、正月くらい四円にしようという思想が勝つて、現行郵便法は年賀はがきを四円とするということになったのだから、まあ今のところは四円と五円で分けて出すことにしよう。ただその間のはがきは四円にしなければならぬという明確な基礎がないのだから、普通五円にするのが当りまえなんだ。五円にしてお年玉がつけば、お年玉がつくだけ一般のはがきよりも正月のサービスになるのだから、五円だと思つて、しかもその金が全く社会福祉のために使われるのだから、全部つけたらどうかという意見が相当強かつたのです。なぜかといふと、四円と五円に分けることによつて窓口が非常に困るのである。四円のはがきがなければぶつた言ひながらも、国民は使途が明確だから、ごく一部の人が、法律によつて四円のものを買わなくちゃならぬといふのだ、ただしこれは五円のものを買いたいのだ。窓口でこの程度のいろいろなものがあるであつて、四円か五円かどつちかにしてもらつた方がいい

のだという強い意見もあるのです。コストも相当かかつてゐるのだから、はがきを五円にするということよりも、現在五円になる必然性は、またしなればならない条件はたくさんあるのだから、一つ国民が必要だといふものを除いてできるだけ寄付金をつけようじゃないか、こういう意見であります。でありますので、三十三年度の発行に對しては郵政審議会の意見も十分聞きまして、自由選択というふうな基本線もくずさないようにして、しかるべき枚数をきめなければならぬだろう、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○橋本(登)委員 大臣のお氣持はよくわかりますが、見ようによつては、今度のおきめになった方針では、四円のお年玉はがきというの出さないうで、いわゆる年賀はがきの四円のものを出す。三十二年及び三十三年はお年玉つきの四円のはがきを出しておるので、今度は三十四年ですか、来年の元旦関係のものは一億枚はお年玉はがきを出さなければならぬ。そうすると、見ようによつては、そうしなければ七億枚のお年玉つきの寄付金つきのはがきが売れない。従つてどうしても七億円前後の寄付金を集めるためには、一方においてお年玉つきのものをのけておいたのでは、あとのものが売れないというふうな政治的考慮が含まれておるやうに見える節がある。これはせつかくの寄付金といふんです。これは社会的なものに對して強制的になるやうな形で、はがきもおもしろくないと思ひます。しかしながら實際問題としては、社会事業としては幾らでも金が多い方がけつこうでありますから、その親心か

らこうした考え方を考えることになるのも無理もないですが、やはりこの辺で郵政事業というものは方向を転換しなくてはならぬのじゃないだろうか。いつもでも何か厚生省がやるべき、あるいは政府全体がやるべき仕事を郵政省が引き受けて、しかも従業員の犠牲のもとにおいて行うという考え方をやめる必要がありはしないか。従って四円七、八十銭もかかっておるのにもかかわらず、それを四円でやっていると、やり方自身もおかしいのでありますから、急速にそういうふうな考え方を根本的に、考え直していく必要がある。それがために寄付金が多少減るようなことがあっても、これはもう郵政省の責任ではなくて国全体の責任であつて、足らぬものは当然国がこれを見るべきものでありますからして、ただ過去の実績から見ても非常に増加してきている、こういうような安易な方法に従つて、こういう手でもつていわれる社会事業の金を集めるという考え方を、政府自体としてもこれは考えなくちゃいかぬのじゃないか。たとえば昭和二十四年の寄付金つきというものは一億五千万程度であつたようでありましたが、それが三十二年度では寄付金つきが四億五千万円という三倍の増加を見ております。もちろんこれは社会的にそうしたものが非常に關心を持たれたことも原因でしょうが、一面において従業員各位の非常な努力がこういう結果になつておると思ひますが、これもやはり限度にきておるのではないか。こういうことのために郵政事業が阻害せられて、正常なる発達を遂げにくいことになれば、これは大問題でありますからして、できるだけ近い機会において根

本的に考え方を變えて、郵政事業としてやるべき面と社会事業としてやるべき面とを明らかにしていく、こういう建前が必要であると思ひます。今度の法律によつてあつたかもうこういうことが将来永久に続き、かつまたこれをなお発展してやるような考え方が、あるわけではありませんが、ややもすればこういう制度ができまゝと、なおこれに引きずられて、こうした郵政事業として必ずしも好ましくないことが、ますます一方的に發展せしめられる傾向がある。管理会のようなものを作つてやつて参りますと、ややもすればそういう傾向がありますからして、この点、大臣においても十分お考えおきがあるだらうと思ひますが、これらの将来に対するお考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。

○田中國務大臣 私も全くあなたと同じことを考へて参りましたし、またこれからもそういう考え方で考へておるわけでありまゝ。この法律は議員立法で制定せられたもので、道が開かれておるから改正案は政府が出しました。が、議員立法というのでこういうものができたわけでは、これは四円がおかしいという議論がこういう点にきたのだらうと思ひます。でありますから、現行法がある以上はこういうふうにしてまた社会福祉に使われるものでありますから、現行法よりも合理的にこれを改良しようというところで改正案を提出したというわけでありまゝ。が、やはり郵政内部にも、いろいろ問題を起すようなこういうものは明確に分けて、一般会計でもって収入となるものは、郵政事業が黒字になつたらこれを一般会計の財源として繰り入れて、社

会福祉の問題や社会保障の問題は当然別な形態をとることが筋であることは言うまでもありません。が、現在のよくな状態では、今までこういう郵便というものが、二、三年前まではこれは組合員に対しては非常にましなものだといふことでありましたが、このころになりましたと、お年玉を配つたり、またその時期になりましたと、この一枚々々の金から贈金されるものでもつてわれわれに返つてくるのだ、政府から交付金をもらつたというよりも、われわれも社会福祉事業の一環になつておるのだといふようなことで、窓口事務をとつておる連中に非常に一般大衆が声援をする者がこの一、二年來出てきましたので、そうであるならば、とも現行法を廃止するといふわけにはいかぬのでありますし、また廃止して四円のものに直ちに五月に値上げになるという見通しも現在としてはありますから、より合理的に運営しようといふことで改正案を提出したわけでありまゝ。この法律はお年玉つきはがきだけではなくて、お年玉はがき等の発売でありまして、切手等にも全部付されることになつております。外国ではがき、切手、切符等にもこういう寄付金がついておるものもありまゝ。これは日本でこういうものを採用するとなれば、相当厳密に考へて遺憾なきを期さなければならぬわけでありまゝ。過去にガソリン税等の問題があつたときに、国鉄の新線建設の費用を切符プラス一円ないし二円というものでやろうかという案もあつたようでありまゝ。が、非常に重大な問題でありまゝ。ので、つい今日まではそのままであることは御承知の通りであります。こ

ういふ議論の多いものでありますし、特に郵政審議会もあつて慎重に検討いたしております。郵政当局としても十分誤まりのないような方針を打ち出したいといふ考へでございます。

○片島委員長 委員長から関連して伺ひますが、今の橋本委員の質問の中の料金の問題ですが、先ほど板野政府委員の説明を聞いておると、どうも中途半端な答弁のようです。たとえば四円七、八十銭にはがきの実費がつく、こゝういふお話を。そうすると、四円で売れば年賀はがきは損をするわけですね。一億枚よけい売れば一億円よけい損をする。四円七十銭とか四円八十銭という原価は何を基礎にしてそういう実費が出てくるのか。年賀郵便のように非常に短期間の間に何億とまとめて売らうな場合でも、やはりそういう赤字が出るのか、そうじゃなくて、年賀郵便を除いて一年間の数量によつてそういう計算をせられるのか、その点をもつとはつきりしていただきたいと思ひます。

○板野政府委員 ちょっと私の説明が不十分でございましたが、この四円七十何銭という原価は、年賀郵便を除きましての原価でございます。それで年賀郵便につきましては短期間に相当多量の物数も出ます。またその反面におきまして相当の経費をかけてこれをさばいておるわけでございますが、現在ではその原価が果してどれだけになつておるかといふところの数字を私も持ち合せておりませんので、まあ大体そのあたりではないかといふふうにお答えしまして、正確なところは一つ後ほどいろいろ経理当局に聞きましてお答えしたいと思ひます。

○片島委員長 その点ではつきりしておかないと、たとえば年賀郵便でなくて、通常はがきであつても相当数量が増加いたします場合には、単価が減つてくるのじゃないか。どの程度の数量、どの程度の物数があつた場合に四円七十何銭といふものになるのか。それから年賀はがきの場合に、大体そのくらいになるのじゃないかと言われるが、かりに四円を多少でも上回るといふことになりましたと、たとい四円十銭であつても出せば出すほど損をする。ただ大臣からの御説明のように、四億五千万枚を六億なり七億なりにふやすと、寄付金はふえるけれども、郵便事業収入としては損をする。本体の方が赤字を出しながら、寄付金のかせぎのためにそういう仕事をふやしていくのだといふことであれば、これは筋が立たないと思ひます。だからそういう点はもつと一年賀はがきを四円とする。これはちやうど五円に第二種郵便の料金を改訂いたします場合に、国会におけるいろいろな空気を勘案して四円としたわけでありまゝ。が、今社会党内部においては、むしろ五円としてプラス一円をつけるべきではないかといふ意見も相当あるわけでありまゝ。この料金の計算問題についてもう少しこの年賀郵便については正確な御調査の上、本委員会において明確な御答弁をしていただくようお願いしたいと思ひます。

○橋本(登)委員 今委員長から確かめられたようですから、おそらく板野局長の答弁自体にも多少あやまちがあると思ひます。四円七十銭にはがきかぬだらうと思ひます。しかしながら四円を切つておらぬだらうことも事実です。

かへそのしたものを議員立法でやめたのであるからという理由で、政府が顧みないという必要はない。議員立法でできましても、その執行は当然政府であり、その責任は政府にあるのでありますから、それが議員立法で、そのときには必要であり、そのときには妥当であつても、何年かの間に政府としてはこう改正すべきであるという見解が生まれなくちゃならぬと思います。

しか使わない場合もありました。だからなるべく管理会に金をかけたくないというふうに考えますから、そういうものの余裕金等の場合は、できるだけ国債その他も買えるという道を開くという考えでございまして、第二号はほとんど使わないというふうに考えてけついです。私もこういうものがあつてだんだん引っぱって、交付金なんかおそくなるということに対しては賛成で

○片島委員長 この陳情書はおそらく郵政当局にも来ておると思いますが、沖繩における同胞の社会福祉施設が非常に貧弱な状態でありますので、このお年玉つきの寄付金の性質からいたしまして、沖繩への特別配分を行うということはまことに適切な措置だと考えるのであります。どうか今後の配分についてそのように御考慮していただき

午後四時九分散會